

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年8月6日(金) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第8回特別委員会協議内容について
- 2 議員全員協議会の意見について
- 3 その他

出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	中野 長勲 君	委員	古厩 圭吾 君

欠席委員

委員	丸山 寿子 君	委員	中原 輝明 君
----	---------	----	---------

議会事務局職員

事務局次長	成田 均 君	議事調査係長	中野 知栄 君
-------	--------	--------	---------

午後1時30分開会

委員長 それでは、第9回塩尻市議会基本条例特別委員会を、これより開催いたします。まず先に、中原巳年男副議長は遅れる旨の御連絡がまいっております。また、中原輝明委員、丸山委員については欠席ということで、御了解をお願いしたいと思います。それでは、早速進めてまいりたいと思います。では、議長、ごあいさつをお願いいたします。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) どうも、最近続いておりますけれど、大変御苦労さまでございます。この間、初めての全体会議に、かけさせていただいたということで、いろいろ意見が出ましたけれども、そのことも踏まえて、またきょうしてもらおうということですよ。そんなことでまた、何か、委員長さんによりますと、きょうはかなり短い時間で切り上げるとの話ですので、しばらく我慢していただいて。

第8回特別委員会協議内容について

委員長 それでは、前回の委員会の経過書のほうの説明をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

議事調査係長 第8回特別委員会が7月23日に行われましたが、その内容についてです。検討事項及び内容

についてですけれども、前回と同じように素案について委員全員で再検討いたしました。その中で、ア、前文については、二元代表制については、市民にわかりやすく、解説でも良いので説明があったほうが良いのではないかと。前文の前に目次を作成する。イ、第4章市民と議会の関係については、議会報告会に全議員が参画するという方法にはいろいろな形があると思う。全議員が納得して進めていこうとするのが参画であり、一度に全員が出席するほか、企画の段階でも参画だと思ふ。方法などいろんなやり方で可能だと思ふ。ウ、第5章市長と議会の関係。市長と議会の立場は対等であり、また議会にも同じ責任があることをうたっていきたい。追求された時に議員が対抗できないようではいけない。議会は責任取れるかと市民から言われてしまう。

2、今後の進め方についてですが、再検討後の素案を7月30日の議員全員協議会に提出する。こちらは事前に郵送して、全議員に内容を確認してきてもらうということに決まっております。あと、全員協議会では全委員が分担してそれぞれの項目について説明できるようにしておく。以上が前回の協議内容です。

委員長 ありがとうございます。

議員全員協議会の意見について

委員長 きょうの協議事項ということで、全員協議会のほうで諮らせていただきました。出席委員の皆様、全員いらっしゃいましたので、内容について再びここで細かくは確認いたしません、事務局のほうで、全員協議会のほうで出た意見のほうを資料の1という形でまとめさせていただいております。5分ほどお時間とりますので、目を通していただいてから、委員会の審議に移りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔資料確認〕

委員長 じゃあ済みません、早速進めたいと思ふ。昨日の全員協議会の意見、こういった形でまとめてありますが、基本的には条例に対して、今必要かといった御意見その他ございましたが、どうでしょうか、各委員の皆さん、感じられたこと、率直にお話いただいて、少しそれを受けてまた進め方等話し合っていきたいと思ふますが、基本的には、委員会としては12月の制定を目指すということは決めてはございますが、一応全協を受けて、皆さんの御意見をいただければと思ふますが、中野委員、いかがでしょうか。

中野長勲委員 全員協議会でね、青柳議員が、ああいった意見が出ると思つてみなかったけれど、それを内容に應じるとはいかないけれど、その後の和の会というものの内容はどうなっているか、わかるかい。

委員長 中原委員、御欠席ということで、私のほうから、委員会について御意見等あれば先に伺いたいという形で申し上げましたところ、ないと、意見はないという御回答をいただいておりますので、ちょっと回答にはなりません、和の会がどういう話し合いをしているのかについては、私のほうでは認識はしていませんが、まあ、ああいった御意見が出るということは、会派の中での話し合いはどうも中原委員から他の2名の会派内の議員に対しての、いわゆる委員会の内容、または進捗状況、または条例の意義等についての説明等は、基本的にはなかったようであるということでもあります。以上です。

中野長勲委員 基本条例の委員に出てきている中原輝明さんの、代表して出てきているんだからね、我々はそれを信用してお互いに意見を交わらせあっているんだから、あそこでああいう意見が出るっていうのは、本当に、だれかそれに対して意見を言っているけど、別に取り上げる必要はないと思ふんだけど、そうは言っても、やはり中でくすぶっているということはまず良くないことなんだから。その辺のところは、中原輝明さんが、やあ

れに任せておけとは言ったけれど、どんな程度に理解され、そこで納得してくれたのか、その辺がわからんもんでね。我々はもう、このまま進んでいっていいじゃないかなと、私は思います。まあ、これからは内容の精査をしていかなきゃいけないと思うんだよ。

塩原政治委員 先に言わせてもらってよろしいですか。ちょっと退席します、ごめんなさい。

自分もですね、基本的には、議会改革のほうから、何とか、自分たちではちょっと責任が重いからということで特別委員会をつくっていただきたいという申し出があって、12月という線が出たのでありますし、それに対しては、議運でちゃんと議論してもらって、その方向に沿ってこの委員会をつくってもらったものだと思っています。そういう面では、出た意見は参考にする中での資料づくりなり、物事は着々と粛々と進めていただきたいと、そんなふうに思っております。また、そういう中で、全体会議というか、そういうものを数回やる中で、またどうしてもという問題があれば、その時にまた議論してもらおうといたしまして、少なくとも12月制定という方向に向けた準備を進めていっていただきたいと、こんなふうに思っております。

委員長 ちょっと議長は、申し訳ありませんが、退席ということで、よろしくお願いたします。

古厩委員はいかがでしょうか。

古厩圭吾委員 きのう聞いていてね、結局、例えば、ここの特別委員会としてはそれなりの意識を持ってやっているんだけど、濃淡はあるわけだ、それぞれの人がとにね。で、そういう時に、おれたちが真剣に考えたんだから当然だろうみたいなふうにやってみても、難しいのは結局納得しないで、極端な話をする、押しつけられたみたいな受けとめ方をしているだけだとしたらね、せっかく決めたことの現実感というか、そういうものに対する問題点も、何かあるごとに出てきちゃうと思うだよ。そういう面では、ここの委員会としていろんなことを出す、いろんな検討をするはいいいが、ただ、まだ決定するという方向を出すためには、全員の皆さんからなるべく機会を持って声を聞いていくことが大事だと思うだよ。で、あそこの中でも、こんなに進んでいるとは思ってもみなんだというような話が出るくらいな受けとめ方をしているところもあるし。それと、もう一個、正直言うと、おれも会派の中からは、おらほじゃ何もださなんだかい、と言われたわけだ。それで、いやあ、おれだって会派の代表として全体についてこういう考え方で臨んでいるよと、ただし、文書化したものは出してないよと。それは、ただ何も言わなんだかという受けとめ方になっちゃうけど、結果的に見りゃね。そういう部分の難しさというのは、やっぱりあるなとおれは思ったわ、あれを聞いていて。それだ、これはどんなことでもそういうことにつながっちゃうんだ。こんなにおれたちが真剣に考えたじゃんか、と言ってみても、結局わからないというか、おかしいじゃんと言えば、その人がある種の納得ができなきゃ、結果は押しつけられたという思いになっちゃうで、その辺についての配慮は、おれはするべきだろうなというのは思ったね。

委員長 小野委員、いかがですか。

小野光明委員 率直に、多分濃淡があるんだろうけど、発言しなかった人がどんなふう考えているのか、会派は6人いて、それぞれあるんだけど、その違いが、最初に出さないと、結局、いいのか、悪いのか、わからないのかというのが、ちょっと見えないというか、わからないならわからない、いいならいいで、何か発言しなかった人はどんなふう考えているのかというのはちょっと、すごく気になりました。会派のほう、聞いてはいるんですが、まとめるということは一切していないので、まず、それぞれの議員がどう考えているのかというのを、もう少し明確にしたほうがいいのかなという気はしました。

委員長 鈴木委員、いかがでしょうか。

鈴木明子委員 そうですね、まあ、こういう特別委員会をつくって取り組んでいくということが決まったので、私たちの会派では、塩尻についてはそんなにこの条例化を急ぐ必要はないんじゃないかというのが、もともとの考え方だったんですけども、まあつくるといふ方向で特別委員会ができたので、そうすると、あまり不本意な内容でつくられちゃうとまずいなと思ったものですから、かなり具体的なものを会派の意見として書いて出したということなんです。あまり細かいことをこまごま決めてしまって、本当に、いろいろな、ちょっと誤解を招くといけないんですけども、自分たちの首を絞めるような内容になってはいけないけれど、一番の基本は何かということをお忘れしないような議論で、この条例について、つくるのであれば、そういう方向で押さえたもので、本当に基本条例なので基本になるようなものということで、あまり細かいことにこまごましないようなものをつくってほしいというのがあって、今まで打ち合わせしてはここへ出てきていたということなんですけども。特別委員会に臨むそれぞれの会派の取り扱いというものにも、いろいろなタイプがあったんだなあということが、この間の全協でわかったので、今後進めていく行き方の中ではそういうことも考慮した上で、まとまらないならまとまらなくてもいいから、全会派の人たちの声をそれぞれに、市民派連合さんのやり方というのは一つだと思うんですけどね、ここへ持ってきて出してもらおうという、そういうことも含めて、やっていく必要もあるかなということと、あと、あの中でも出されたんですけども、これまで例えば塩尻の議会改革の取り組みの中で取り組んでない問題、新たにここに素案というか、この間出した案に入っているような、委員長の肝いりの条項とか、そういうようなものについては、新たに入るものについては、やっぱり丁寧な審議検討が必要なんじゃないかということで、議運なんかでもその問題でテーマでやってもらおうとかいうようなことも必要になると思うし、全体、一定できたところ、この間、全協でいろいろ出されて修正が加わるのかどうなのか、わかりませんが、そういう整理をされたもので、議運なり何なりにかけて検討してもらったほうがいい条項とか、そういうようなことについて特別委員会としても精査をするというか、そういう方向性、それで、最後までここでつくっちゃっていいのかというのがうちの会派からも出ましたので、そこら辺のところについての確認とか議運での考え方なんかについても、ちょっと連携している委員も含めてやって、最後どういうふうにまとめていくのかという方向は、ちょっと示していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

委員長 副議長。

中原巳年男委員 やっぱり、それぞれの会派、各議員で多分、多分温度差があるんだろうなということと、今、鈴木委員が言われたように、市民派連合から出てくるのは、反対も賛成も、いろんな意見がああやって出てきているから、割りと会派の中で意見交換というのはしっかりやっているんだろうというのはよくわかるんだけども、それぞれの温度差があるという中でいくと、やっぱり、細かく決めすぎちゃうと後々自分の首が回らなくなるよというような考え方も、一つには取り上げてもいいのかなと。今現在できている部分、自然にそういうふうに行っている部分については抵抗はないんだけども、多分、和の会で視察に行った時、そんなにあちこちで制定されているわけじゃないというようなことを言っていましたけれど、一番最初の時に、北名古屋市の意見交換会、あれ自体は非常に条例には盛ってあるけれども、やることについては、一回やって、もう後できない状況というような話をしましたけれども、やっぱり、できる限り意見を、確かに代表して委員が出てきていても、まとめてくるということは難しいと思うんですね、いろんな考えもあるので。だから、この間みたいな機会をもう少し

時間をかけてつくって、皆さんの理解を同じところまでやっぱり行って、その中で、この間の素案という形で出してありますけども、これについてのそれぞれについての意見聴取というような形を、もう1回か2回、時間をとってやっていく中で見えてくるんじゃないかなというような気もしますし、それでまあ、極力12月というのは、当初特別委員会を設置するという中で、議運でも、それから委員会設置についても全員が理解をしてはきていると思うんですが、ここまで来てこういう意見が出てくるということになれば、やっぱり、できるだけ全員で意見の取りまとめというよりも、意見聴取をする中で、直すべきところは直していくような方向で進めていかないといけないのかなというふうに思っています。

委員長 副委員長、いかがですか。

副委員長 まあ本当に率直な感想として、反対のための反対をおっしゃられているのかなという方もいたような気がします。ですから、そういう方には、何をどう手直しさせても反対なのだろうなという感じは受けました。ただ、皆さんのところに情報がとりあえず伝わっていないということは、やっぱり、問題だと思うので、さりとて、この特別委員会と同じくらいの頻度で全協を開くというのは、ちょっと物理的に不可能だと思うので、やはりここは、それぞれの会派の皆さんに情報を提供していただいて、情報をまた持って帰ってくるということを委員がやっていくしかないのかなというふうに思っています。それから、一方では、できあがったものを出されても困るという人もいるし、こんな決まってもないようなものをこの場に出してきて何だという、両極端の意見があって、じゃあどうすりゃいいの、と思いつついたんですが、ある程度、全議員の皆さんがこの条文が運用した時にどういうことが起きるのかということまでまだ想像できない段階にあって、心配な点があるかと思うんです。ですので、今後の方向として、この条文でこんなことが想定されます、というような運用面のことも検討した上で、この条文にするということも議論してやっていかなきゃいけないのかなと思います。これも漠然とした話なので、例えば、決算特別委員会という話が出た時に、条文に決算特別委員会と載せることはこの条例の趣旨としてちょっとおかしいので、監視機能というところで、それを運用する時に決算特別委員会を設置するか、しないかということの根拠としてこういうものを載せましたよ、こういうふうに形にしましたよ、という説明をすると、ああそうか、そういう形にこの条文がなっていくのかというものがイメージしやすいと思うので、それぞれの条文について運用面まで考えていく必要があるのかなと思っています。以上です。

委員長 感じたことはそれぞれであったかと思います。まあ、今、情報の共有がなかなか。会派制をひいているから代表の委員さんが言ったことが全部伝わるわけではないということがわかったかなと。一方で、会派制をひいた以上はやっていただきたいという思いもあるんですが。

それで、じゃあ、今後どうするかというお話なんですが、一応、本委員会、議運のほうの、もしくは青柳議会運営委員長の、いわゆる定例会です、いわゆる委員会設置の目的の部分で、やはり、これ、議事録から引っ張っていますが、委員会設立の提案理由のところ、地方分権が進められる中、今後ますます市議会の役割と責任は重要となり、塩尻市議会がさらなる発展をしていくために制定することが望ましいとの報告を受け、これを具現化していくために調査研究をしていくこととするものであります、というふうに説明もいただいておりますので、基本的に、具体的な部分ですね。先ほどありました条例の中身についてはきちんとこの委員会で、やはり、今後やっていきたいと思いますが、一方で、ああいう全員協議会のような場面を設けていく。そのタイミングのあたりだったと思うんですね。先ほどお話ししたとおり、今皆さんの意見を聞いても、一つの共通点になるのは、

やはり、もうちょっと、温度差があり、濃淡があるという表現があったと思うので、ほかの議員の皆さんの意見も聞きつつ、ただ一方で、具体的な部分というのはやはり全員でやっていくとなりますと、全員協議会の回数をほぼ毎週一回やらないと、多分、私はこれ進まないと思うんですね。でも、それはあまり現実的な運営ではないとは思えます。したがって、委員会でももう少し現在の素案等をかためた上で、議員全員協議会にかけると言うか、意見をお聞きすると。また一方で会派でもお話し合いをしていただくというようなやり方で進めていければいいのではないかと。また、議長も先ほどそういったような御意見であったかと思いますが、どうでしょうか、皆さん。逆に言えば、今、大まかな話ですので、細かいところにつきましてはでも結構ですが。

古厩圭吾委員 議会も委員会制をとっているもので、全議員が直接、常任委員会の時でもそうだったけれども、自分がかかっているところについてはかなり多くの情報を得られているんだけど、そうじゃないところの情報はいかに交換できるかという、実質的にはできていないと思うだよ、おれは、これはね。だもんで、ある程度進んだ段階で、こうなりました、みたいな話つきり出ないわけだ。だで、進行形の部分で、じゃあおれは全く違う発想だよ、というようなことをどこかでは吸収していかないと、じゃあそれを会派の代表に言えって言われてもね、会派の代表はそういう考え方じゃないって場合には、その人の思いを率直に表現できないわけだ、これはね。けども、その相手方が人が思っていることが間違っているとは言い切れないわけだ。だとしたら、いわゆる、ここでほぼ大勢として出たことと違う異論について聞いていくことが、まずないと、そういうことを無視されたという受けとめ方をされかねないから。それよりも一応、賛同はできないまでも、まあそういう方向もありか、というようなことで、ある種の納得感が持てるようなところまではやっておかないと、せっかく基本条例をつくっても、そのことの納得をして受け入れられるかという時に問題があるとしたらね、必ずしも今苦労していることが報われなくなりかねないもので、その辺をいかに対応するかで、結局、この委員会と同じ回数を全協でやれとは、おれも思わない。ただし、ある程度の話でもって、一つのステップを次へ進むような場合には、当然それは全協なりで全議員から発言できる機会をつくって、そのことをみんなが聞くと。それは、当然、この委員はそれを踏まえて、じゃあどうしていくかという。まあ、少しそれはまどろっこしいかもしれないけども、そういう積み上げをしないと、何だと、特定の発想だけでつくったじゃねえか、みたいなふうな受けとめられ方をされかねないという、せっかくつくる基本条例の評価というか、受けとめ方に対する納得感がなくて、ただ決めて押しつけてきたというような発想でいいかや、という話についての慎重な対応は必要じゃないのかなと、おれは思っているがね。だから、例えば、いつまでというのは、それは一つの目標だもんで、それは当然持っておかなければいけないんだけど、しかし、その目標が例えば12月議会までにどうでも出さなきゃいけないって、それだけが表へ出ちゃうと、じゃあ内容はどうでもいいだかなんて話になるとしたら、これは逆の話になりかねないんで、その辺については、おれは、ある程度慎重というか、委員会としても練っていかなきゃいけないじゃない、という思いはしている。

中原巳年男委員 結局ね、この間全協で話をした時に、中の細かい部分についての意見というのは何も出ていないんだよね。だから、それが、何とか拾い上げるのであればね、そういうことを各会派でまず吸い上げられないのか。ここまで進んでるとは思わなんだとか、日程についてどうのこうのというようなことはあったけど、資料が事前配付されているにもかかわらず、ここの部分はこういうふうにしたほうがいいのか、いる、いないとかという意見というのは何も出ていないんだよね。だから、そういうことをまず、委員がね、会派で拾い上げて

きて、それをこの委員会で検討してという。うちの会派の意見が通っている、通っていないという話も、どこの部分が通っていて、どこの部分が通っていないのかということもわからない。だで、ここでまず、これより先へ進むためには、そういうことを各会派の中でそれぞれの部分について、この部分はこのままでいいや、これはいらねえや、とか、このところはこういうふうに言い回したらどうだいとかいう意見をまず拾い上げてくることが必要じゃないかなと思うんですね、これから先へ進むには、それで、その意見を取り入れた上で、ここでやったものをもう一度全員に、こういうふうになりましたよという説明をすれば、もうそこから先は進んでいいと思うんだよね、委員会で。と思いますがね。

中野長勲委員 まず、この間のね、全協で出た意見。おれたちは、8回も7回もやっていてね、それで何やってただって、おれも本当にショックだった。この委員会、何やってただっていうような、かげごとが聞こえたわ。そんなことまで言われてね、一生懸命やってきたつもりだったけど、やはりまだ全員に理解ができていなかったということは、まあ、おれたちの委員会が悪いのか、会派が悪いのか、その辺のところはね、やっぱり、とにかく100%に近いくらいで納得して、さてそれじゃ細かいことまでやるか、ということもいかなきゃいけない、大変だがね。

委員長 まあ、今、項目のことについて、やはり議論をできるだけもって行って。

中野長勲委員 最後はそうだね。

委員長 そうですね。どうでしょうか。何か、進め方について。

中野長勲委員 もうちょっと言うとね、うちの会派はもう既に項目のことまで出てきている場面もあるもので、確か、3人の会派で2人はここに出ているし、で、もう1人の議員も割合関心があるほうだからね、いいと思ったんだけど。まあ本当に、それでも、何やってただやあ、というような意見を聞くとね、ショックだ。

鈴木木子委員 うちの、柴田議員が出していた意見で、条例をつくるってということで特別委員会でやっていくこと自体は決めてあるけれども、最終的にどういう形で提案していくかということになっていくと、特別委員会が議案として出していくのか、議会運営委員会が出していくのか、いろいろあるんじゃないかなと思うんだけど、個別の情報についての問題では、意見が、これは全部が一致して出した案じゃないからね、あるのは、当然これから出していくということなんだけど、それを議論していく段階では、この特別委員会だけじゃないところでやるということもあるんじゃないですか。

委員長 なぜ特別委員会にしたかということところがそもそもなんですが、結局、当然議会の運営のことですから議運というのがありますが、条例に関しての具体的で細かい部分に関して、またスケジュールに関して、議会運営委員会で、議事録でも、新しく発足されるべき、設置されるべき特別委員会でそういうスケジュール等についても協議をさせていただいて決めていただくということ、こういうことになっているのでよろしいでしょうかという形で進めておりますので。基本的には、この委員会で具体的な部分までは決めて、提案の部分で最終的に全議員に諮るという形で、一応基本条例に関しては本委員会が特別で委員会としてなった以上、その範囲でやっていくと。ただ、また議運にかけて、二重のいわゆる決定になるというのはどうだろうかというのが、研究委員会の段階かで、特別委員会になぜしなければならぬのかというのは、非常に強い意思で研究委員会の委員長からも議長のほうへ諮問されておりますので、基本的にはこの委員会で。

中野長勲委員 もう一回言うね。そういった声を聞いた中でね、これだけおれたちやったんだから、後は議運

でやってくれやと、そういう感じも受ける。今、委員長の言うように二重になっちゃうということがあるかもしれないけども。でも要するに、特別委員会をつかった段階の中で、目的はそういうことをつくったんだから、やっぱりある程度の権限を持たせていただいて、この細かい条例文についてはこれからまた精査していかなきゃいけないと思うけど、ここまではやっぱり我々の努力を買ってもらいたいと思うな。

委員長 私の考え方というのは別として、例えば議運でも同じだと思うんですね。全議員にできるだけ条例の細かい部分まで説明をして、全員協議会に提示して、結果的にできるだけ理解を深めていただくと。それが、全協であろうが、議運であろうが、同じことだと思うので、できるだけ、ここで、細かい部分までは、解釈の部分ですね、運用とか、先ほど副委員長からあったとおり。少しそういう部分まで詰めていって、項目の検討を会派なり、それから全員協議会なりでもう少し議論した上で、ある程度出尽くせばかたまってくるかと思うんですね。その段階で次のステップへ進めればなというふうに思います。

塩原政治委員 自分もあれですが、特別委員会で権限を持たせたのだから、特別委員会でやはり提出権まで、おれは持つべきだと思うんですよ。そういうことの中では、この委員会で細目を詰めていく段階で、決定までじゃなくてある程度まで決める。その段階で全体会議というか、そこにかけて、また意見を聞いて見直していく。その繰り返しをして、何とか12月までにもし間に合えばね、という方向でもっていってもらいたいなと、そんなふうに思っています。だから、柴田議員の言った、検討は全部この委員会に任せるかは決めていない、というのはちょっと違うと思うんですよ。このことは、検討からすべて特別委員会に決めているんだから、議運で。だから、その件に対してはもっと自信を持ってやってもらいたいと、そんなふうに思いますし、それから、青柳議員の言っているこれもそうかもしれない。要するに、そういう話をしながら議論をして、また全体会議などでやって、それで、それでも折り合いがつかない場合には、バトンタッチしてもしようがないじゃないかという意見は、最終的にはそうなるかもしれないし、努力によってはそのままスムーズに行くかもしれないと思いますので、ぜひこのスタイルで。だで、特別委員会とか全体会議も、自分としては別に、あと1回とか2回とか限る、限定した考えは持っていないので、12月までに3回なり、4回なり、5回なりやらせてもらって、できるだけ多くの皆さんの賛同を得るようにやっていただければと、そんなふうに思っています。

委員長 議長からそういうお話もいただきましたが、よろしいでしょうか。そうしましたら、今のお話を受けてまして具体的にもう少し、素案をもうちょっと完成度の高いものにしていくこと。それで、できてから全員協議会なり、もしくは、先ほどあった会派なりに、項目、いわゆる、具体的にこれはいいのか、悪いのか、この辺がわからないとか、これはどういうことだとかいう部分を、各議員の皆さんに考えていただいて話し合っていたくような機会をできるだけ早く設けながら進めていくという形にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。よろしいですかね。御異議はないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 それから、申し遅れましたが、丸山委員からは、本日欠席する前に当たって、ぜひ具体的に条例の制定に向けて進めていくようなことでお願いしたいという意見を承っておりますので、加えて申し伝えさせていただきます。それでは、一応、素案のもう少し具体的な検討を本委員会では進めていくということで、今後進めてまいりたいと思いますが、あともう一点、その先にもう一つは、できるだけ多くの議員の皆さんの御意見と、あと個別の項目ですね、具体的な部分にもう少し踏み込んで意見をいただけるようなものにしたいと思います。

中野長勲委員 ちょっとね、今回の和の会のね、和の会の会派の内幕というのはわからんけどね、この辺をもっと委員長なり、正副で意見を聞いたりして、最初はそういうことでスタートしたわけなんだけどね。だから、議運の委員長として権限があって言っているのか、ここの委員会の委員が説明がなかったのか、その辺のところをちょっと和らげてくれねえかね。

委員長 まず、議長から、ありますか、何か。

塩原政治委員 やはり代表で中原さんが出てきてくれていて、すべてそれはおれに任せろってみんなの前で言っているんですから、それはやっぱり中原さんにお任せしたほうがいいんじゃないですか、と自分は思いますけれども。

委員長 私もその言葉を信じて、正直。

中野長勲委員 だれも、この委員会に出てきている委員の中原さんの言うことは信じるよ。でも、今までやってきた中でね、それでも信じてはいたけど、こういったことになっちゃうってことはね、やっぱり、結果、なっちゃっているんだから。あと、中原さんがどういうフォローをしてくれたかわからんけれど、その辺は確認する必要があると思うな。このまんまでいっていいのかどうか。きょう出てきてくれれば一番良かったけれどさ。

委員長 そうですね、まあ。まあ、できるだけ。

塩原政治委員 もう一つね、中原さんのこの文章を読むと、制定するか再検討をする必要があるのではないかということ、もともとこの特別委員会をつくる時には、制定委員会にするって話まで出ていたんですよ。それで、制定は、制定に向けてするんだから、制定は省くってというような話があってやっている。だから、制定するか再検討の必要は、自分はないんじゃないかと思っています。もともとこの委員会ができたのは、制定するためにできているんだから。そういう自分は、形を進めていってもらいたいと思います。

鈴木明子委員 そうですね。青柳議員もちょっと、自分も議運の委員長なのにさ、状況判断が、自分たちの和の会として意見を出したのに回答がないというなら、もっと早く聞きゃあいいし、全協まで待っている必要も何もなかったんで、委員で出ている中原さんに、どうなっているんですか、って聞けばよかったことなんで、これからは自分で注意するんじゃないですか。

委員長 ただ、全協になれば全員そろいますので、そこをやっていこうと。

鈴木明子委員 全協が適切な時期に開かれるってということが明確にされれば、それぞれの会派はそれぞれの対応をしていかなるを得なくなるということはあるでしょう。知らないうちにできたというわけにはいかないの。

塩原政治委員 そうすると、全協と全体会議と、何か混同されがちですから、できれば自分は、議員だけでやる会議、全体会議という形にして、全協は全協で今までの全協の方針をやっていくという形にさせていただきたいと思います。そうしたほうが区別もつくし、それで、例えば行政側も、全協に提出すべきか、全体会議に提出すべきなのか、振り分けもできると思うし。そうすると、全体会議でやった場合には事前審査に当たらない、議員同士の議論会ですからという意識も自分は持っています。だから、ぜひそんな形でやっていきたいかなとは思っていますけれども。

委員長 またそれは、通知等で周知を工夫していただければよろしいかと思います。

塩原政治委員 議員の皆さんには、少なくとも全体会ということで統一しておいてもらえればと思います。

委員長 そうですね。じゃあ、できるだけこの委員会では全体会議という。勝手につくってもいいんですかね。

塩原政治委員 いいんじゃないですか。議運の委員長の誤解を解くためにですから。

委員長 そういう表現の仕方を使っていきたいと思います。じゃあ、進め方については、少なくとも素案をもう少し形にしていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

副委員長 いいですか。

委員長 じゃあ、副委員長のほうにお任せします。

副委員長 お手数をかけて申し訳ないと思うんですが、本当は全協でね、個別のことについて、あれがいい、これが悪いという意見も出れば良かったんだけど、ほとんどそういう意見が出ずに、何か言いたくても言えなかった人もいるのかもしれないので、この素案について、個別のことについて、意見をまた集約して、宿題で、こんどはきちんと書面で。

古厩圭吾委員 言ったことだって書いておいてくれなきゃいけんぞ。絶対書けとは言わなんだでな。書いて出してもらえれば、それが望ましいって言うもんで、それは。いやいや、おれは何も言わんだって言って、おれは会派の衆に怒られたよ。おれのところと和の会つきりじゃないかとか言って怒られてさ。そんなら、全部羅列して出しておくほうがよっぽど楽じゃないか、そのほうが。

副委員長 じゃあ、申し訳ないけど、今度は。

委員長 今度は、じゃあ、きっちり書いてきていただけますか。

副委員長 それで、個別のことと、逆に今度そうじゃなくて、基本条例そのものがいらぬという意見があればね、その他の項目のところ、こっちなぜ必要なんですかという質問を投げかけられても困るので、なぜ必要ないのかという理由を書いていただくような、意見を書いていただくような、そんなものを出していただければ、次のステップに進めるんじゃないかと思ひます。

委員長 もう一つ、私の考え方ですが、ある程度形があるものがないと、いい、悪いの判断ができませんし、素案もまだまだ未熟なところがありますから、そこを具体的に詰める中で、いいものにしていった上で、じゃあ具体的なものがあるからこそ、いい、悪いというのが。例えば議会報告会もそうですし、永田議員から出たような、何で自治法に書いてあることを上書きで書く必要があるのかという意見も含めてですね、具体的なものを素案である程度わかっていただいたと思ひますので、今、副委員長が言ったとおり、会派の中で、次、19日になりますので、ちょっとお盆で忙しい部分もあるかもしれませんが、19日までではちょっと短いですか。

古厩圭吾委員 ちょっと問題があるのはさ、例えばこういう会についてだって、会派が全部一致するとは限らないわけだ、本当の話ね。一人の会派はいいけどもさ、それ以外はわからないで、そういうのは。だから。

鈴木明子委員 列記でもいいんじゃないですか。

古厩圭吾委員 だから、そんなのなら、結局は、そう言うつきりしょうないじゃん、そんなもの。例えば、賛成と反対の意見があるよ、っていうつきりなら、何のためにそうするだっという話にも近い話になっちゃうじゃん。まず、会派の代表だという感度でものをやると、うんと難しいだよ、これね。例えば、おれは会派から選ばれた個人としての委員だよ、っていう発想じゃないと、会派は全部まとめてこい、まとめてこいって言われたってさ、その難しさはあるじゃん、だっ。全く相反する意見を、同じ会派の中だっって、例えば国の党なら頭が決めてトップダウンで決めて、こういうふうにしてやれって言って済むかもしれないけどもさ。難しさはあると思ひよ、いろんなことについて。

委員長 私もそうですけど、うちの会派だって結局、私の話、例えば議決権の拡大に関しては、議員の中に、いやあ、そんなのは今のじゃ難しいよという意見もあったんですけど、それはそれで載っけてみました、やっぱり。会派の中で否定的な意見もあれば、ですから、代表として、会派の意見を両論併記の形で持ってきていただければと思うんですが。

古厩圭吾委員 だから、会派を代表してと言われちゃうと、非常に始末が悪いわけだ。

委員長 じゃあ、会派。

古厩圭吾委員 会派から選ばれた委員ですよ。そういう発想でものをやらないとさ。だから、結果的にはね、いろんな意見も、いろんなことを考えながらも、例えばある種の修正は個人と四苦八苦しなながらやっているわけだ。ただし、会派を代表してものを言えと言われちゃうと、非常に始末が悪いよ。そんなところまでできるかって言われりゃさ。

塩原政治委員 だで、あくまでもね、会派から代表というか、会派から選ばれてくるというだけのあれでいいんじゃないですか。代表者というかじゃなくて。と言うのは、要するに、集める資料は、例えば出していく資料に対して反対か、賛成かとか、そういう形を委員会に出してもらえばいいことです。だから、そうすると、その中の多数をここの中の委員会で決めていただければ、そうじゃないと、今、古厩委員が言った、確かにね、会派同士でみんな同じ考えかと言ったら、そうでもないし、あえてみんなで統一するっていうことになる、きしみも出てくると思うし。小野委員がいますけど、その会派でも基本的には、永田さんから出ている意見と丸山さんの意見は違いますよね。そういうことを考えると、やっぱりそういう形で個々に出してもらって、それをここで集計して、どういう形でトータルとしてもっていくかという形でいいんじゃないですか。そのほうが、会派長もやりやすいし、会派長というか会派から出ている代表の方もやりやすいし、さっき言った中原さんも、あえて説明しなると、どうのこうのって文句言われることもなくなってくるし、と自分は思うけど、そんな形で進めてもらったほうが、後は何も無いんじゃない。そこで出てない人は、当然もうその資料に対して容認してもらったものとして扱っていけば、そうじゃないと、いつまでたっても、また最初から議論し直し、どうのこうのということになっちゃえば、例えばそういう話が出てきても、ここのあれでは議論はもう、政権に対しての、これは曲げませんと、そういう形で行きます、っていうふうの方針を決めていけば、それでいいことだと、自分は思っています。だから、会派であんまり制約しないほうが。

委員長 それは必要ないと思いますが、多分、古厩委員は代表っていうお言葉が引っかかりになるのかなと。

古厩圭吾委員 会派は、言うなら、まとめてこい的なね、そういうことをするのは、ちょっと違うと思うよ、おれは。

委員長 集約ではないということですね。

古厩圭吾委員 ただ、どういう意見が出たかっていうのを挙げるっていうならね、それはいいし。ただ、おれの意見はまた別かもしれんだね、本当の話。だから、結局ここは選ばれた立場でものを言うんであって、会派を代表してものを言ってるいやあ、そんなごく曖昧な話をしてるっきりしょうないよ、こんなもの。二つの意見が出たっていうとさ、どうしてもそういうことになっちゃうじゃん。だで、代表というよりも、会派から選ばれた立場でものを言っていくっきりしょうないじゃないか。

委員長 それでいいと思います。ぜひそれで。

古厩圭吾委員 だで、会派としての個々の意見があるけど、それはそれでしょうない、おれはこうだよという話でしょうねえじゃん。

委員長 ええ、ええ。私も両論、反対のもちゃんと書いて持ってきましたし。そういうスタンスでお話いただければ結構かと思います。

鈴木明子委員 19日に委員会やりますか。

委員長 19日にやりたい予定だったんです、本当は。

中野長勲委員 初日だね。

委員長 初日に。初日は、午後あいてますよね。一般質問と、後ですね、抽選の時は配慮をして休憩を取るので。

鈴木明子委員 何も初日にそんなことをやらなくても。そういうふうに言うと、あまりほら、12月にこだわりすぎて。

委員長 いや、こだわっていないです。本当に詰まっていますから。

鈴木明子委員 だから、19日ってというのがさ。

委員長 鈴木委員が大変お忙しいのは重々承知しておりますので、できるだけ配慮をして委員会は開催したいと思いますが。

この素案、持って帰りますか。もう少し練るか、ちょっと私も迷って、できれば、これをもうちょっと練ってからもう一回会派に戻して、一回ちょっと、もうちょっと実は練りたいと思っています。

鈴木明子委員 ここでですか。

委員長 うん。会派に戻つつ練る。

中野長勲委員 いや、戻す前にやったほうがいい。

委員長 そうです、そうです。僕も実は。

塩原政治委員 それを19日にやるんじゃないの。

副委員長 それをやって。

古厩圭吾委員 その後で、会派に諮るとのことだね。

委員長 いいですかね。じゃあ、19日にちょっと練りたいと思います、もう一回。なぜ練るかというのは、1点は、ちょっと専門家等にですね、個人的に若干相談したりしていく面で、中原委員からの御指摘いただきました点が、いわゆる条例の形の部分ですね。いわゆる完成度を高める部分で足りない部分が多いと。それを練りたいと思いますので、そうですね。

鈴木明子委員 会派へ行ってまとめてこいと言われりゃあ、ちょっと19日じゃ。

委員長 時間が、私もないと思いますので。

古厩圭吾委員 19日はそこまでいかないよという気持ちでいいね。

委員長 いいです。19日までにしていただきたいことは、私のほうも少し問題点等、赤いラインで持ってきたりして提案はしたいと思いますが、皆様もちょっと、若干読みにくく日本語になっていないところを。正直、細かい作業になります。てにをはの部分を含めてですね、赤いラインを入れていただければ。あと、もう一つは、これはおかしいというのじゃなくて、こういう言い回しにしたらいいんではないんですか、というところをぜひ、

お願いいただきたいというところですね。

古厩圭吾委員 それでね、うんと思うのは、これは一貫してね、こういう法制局的なところがあってさ、こういう趣旨のことを書くなら、こういう流れでっていうのを一貫してやれるところじゃないと。一個一個やると、結果的にはね、立場がどこの立場でこれを表現しているのかというふうな、この一貫性がない可能性があるだよ。これ、読んでも若干不安になるところはあるよ。だもんで、例えば、市民がこのことを見せるためにとかさ、あるいは議員が、とかせ、そういう部分の一貫性がないと。こっちの時はこれの立場でものを言い、こっちの時には、と、文章そのものに何か知らないがぎくしゃくしている感じはするよ、これ。だもんで、できりゃね、そういうのを一貫してわかる人がいるなら、本来は、この条文はこういうことを言いたいんだよということだけが明解になっていけば、表現の仕方はね、おれは、法制に堪能な人が、本来はやらないと、それは変なものだよ、確かに。おれは、そういう感じはしているだよ、これ、こう見た時に。言ってることはわかるだよ。わかるけれども、全部見てきゃあ、ちょっと混乱して表現してりゃしねえ、というような感じにはなりかねないと思うところもある。だで、その辺をね、今後、正式に出す時には、それはこの次じゃなくていいと思うよ、このことはどういふことを言っているのかというのだけ明解になっていけば、若干言葉の言い回しの仕方が悪いのは、これは直さなきゃいけないということを前提にやらなきゃいけないと思うだ。ただし、最終的に条例の文として全部は統一した目で見れるところで見させないと、結果的にみれば変なことになりかねないような気がしちゃうよ。一貫性がないとおかしいかもしれないと思うところがある。

委員長 ちょっと、今の御指摘を受けまして、ちょっと提案ですが、行政係へ投げる、投げるというといけな、い、のも簡単なんです、信州大学に行政法の先生がいらっしゃって、その方をちょっと招くなり、ちょっと委員会に来ていただくなりちょっとして、少し精査していただければと思っておりますが、どうですかね、皆さん。

塩原政治委員 だから、その前に、要するにこの項目をある程度煮詰めていかないと、という話だと思うんですよ。

委員長 今のは、あくまで平仄の話ですよ。

塩原政治委員 いやいや、だから、文言の云々は、まとめた段階で一括してなり、2回なりにわけてやるなり、3回にわけてやればできるけれど、この、要するに条例内容、例えば、この間、太田議員からも出たように、はっきり言って、議長が離脱する必要がないような意見も出てくる。そういうことをまず決めていくか、決めていられないかで、決めておいて、それから、文言については法的なそういう言い回しがあるんだから、それを一括してそういう形に転換してもらっていけば、それでいいんじゃないの。

委員長 そうです。それはね。

塩原政治委員 そういう中で、先生に来て。

委員長 手順の話の話であれば、先に項目の話でいいと思うんです。将来的な話です、今、僕が申し上げたのは、今、平仄について非常に御心配なさっているようなものですから、専門的な知見が必要だろうという話であれば、そういう形もありますよっていう話ですね。

塩原政治委員 結局、整文する前には、そういう形で見てもらって、外に出しても、文章に、要するに、法的文章というのは、どちらとも取れる文章が普通、正式なんだよね。

委員長 一定のルールというかが、ありますので。

塩原政治委員 だから、そういう段階はまだ、ちょっと時期尚早じゃないかなと、自分は思っていますけれどね。

委員長 はい。じゃあ、とにかく、今回は、今申し上げたとおり、てにをはも含め、また少し練りたいと思いますので、若干細かい作業で時間がかっちゃうね。まあ、途中で切ります。一般質問の御準備もあると思いますので、2時間かからない程度で。では、次回については、条文の細かい部分について、前文から、上からやっていくしかないですね、もうこれは、作業は時間はかかりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 きょうは、こんなところで。じゃあ、次回以降、全協で出た太田議員からいただいた項目に関する意見も含めて、上からもう一度、素案をたたき直すというか、たたくということで行いたいと思いますので、再度目を通していただいて、赤を入れておいていただければと思います。よろしいですかね。では、19日初日の午後ですか、事務局。午後ですかね。まあ1時間程度で。抽選がありますので、その時は適宜休憩をして、ちょうどいいと思います。

事務局次長 19日にですね、通常、議運と各常任委員、特別委員の委員長の合同会議がありますので、それが終わってからということでもってお願いをしたいと思いますが。

委員長 じゃあ、終了し次第という形にさせていただきますので、くれぐれもお帰りにならないよう、よろしくお願いたします。

副委員長 初日は、全員お弁当を用意してましたっけ。

事務局次長 してあります。

中原巳年男委員 初日には、午後までかかる可能性もあるかい。

事務局次長 今回はちょっと、9月の場合はですね、昨年も多分、午後まで少しかかっていたと思います。要は、決算の説明が今度入りますので、確か、前回、ちょっとあまり記憶がないですけど、確か午後1時半ごろまでやったような、ちょっと記憶があるんで、本会議のほう。多分、お昼を食べていただいて、という、本会議を開催した記憶がありますので、そんなことでよろしくお願いたします。

委員長 議長、何かございますか。

塩原政治委員 よろしいです。

委員長 ちょっとお時間かかりましたが、それでは、第9回の基本条例特別委員会を閉会いたします。本日もありがとうございました。

午後2時41分 閉会

平成22年8月6日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印